

令和2年長審第19号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年8月18日08時40分

長崎県福江島堂崎北方沖合

2 船舶の要目

船種船名 漁船A

総トン数 12トン

全 長 19.95メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 540キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備

Aは、平成30年4月に進水したいか一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪及び機関遠隔操縦装置、舵輪前方の上段に左舷側から潮流計、魚群探知機、レーダー及びGPSプロッター、下段に左舷側からレーダー及びソナー、舵輪後方に背もたれ付きの椅子をそれぞれ備えていた。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか2人が乗り組み、操業の目的で、船首0.75メートル船尾1.65メートルの喫水をもって、令和2年8月17日13時30分長崎県佐世保市大湊町の係留地を発し、同県相浦港で給油の後、長崎県嵯峨ノ島西方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、19時20分前示漁場に到着して操業を始め、翌18日05時20分同漁場を発進し、長崎県福江港で水揚げした後、08時00分同港を発して再び嵯峨ノ島西方沖合の漁場に向かった。

ところで、a受審人は、操業中、2人の乗組員に作業を任せて約6時間の睡眠をとっており、睡眠不足や疲労が蓄積した状態ではなかった。

a受審人は、乗組員を船員室で休息させ、自らは椅子に腰を掛けて左手で舵輪を持ち、単独で操船に当たって福江島東方沖合を北上し、08時27分半僅か過ぎ赤ハエ鼻灯台から266度（真方位、以下同じ。）1,400メートルの地点で、針路を田ノ浦瀬戸に沿う311度に定め、9.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、五島能瀬灯浮標が左舷正横となる頃に同瀬戸の北口に向けて転針するつもりで手動操舵によって進行した。

定針したとき、a 受審人は、海上平穩で周囲に他船を見掛けなかったことから、気が緩んで眠気を催したが、転針まであと僅かな時間だったので、眠気を我慢できるものと思い、立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく続航した。

こうして、a 受審人は、同じ姿勢を続けるうち居眠りに陥り、08時33分半少し過ぎ赤ハエ鼻灯台から291度1.54海里の地点に至ったとき、左舵が取られた状態となり、緩やかに左転しながら堂崎北方沖合の浅所に向かって進行し、08時40分赤ハエ鼻灯台から286.5度2.42海里の地点において、Aは、船首が246度を向いたとき、原速力で、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の北北東風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に破口を伴う擦過傷を生じ、来援した僚船によって佐世保市の造船所に引き付けられた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、田ノ浦瀬戸において、漁場に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、緩やかに左転しながら堂崎北方沖合の浅所に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、田ノ浦瀬戸において、椅子に腰を掛けて単独で操船に当たり、漁場に向けて航行中、海上平穩で周囲に他船を見掛けなかったことから、気が緩んで眠気を催した場合、居眠り運航とならないよう、立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、転針まであと僅かな時間だったので、眠気を我慢できるものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、左舵が取られた状態とな

り、緩やかに左転しながら堂崎北方沖合の浅所に向かって進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 5 月 2 6 日

長崎地方海難審判所

審判官 植 松 正